

○農林水産省告示第千三十三号  
植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）別表二の付表第十一及び第十六の規定に基づき、昭和五十七年五月二十日農林水産省告示第七百八十号（台湾産ソロ種のパイヤ生果実並びにアーヴイン種、カイト種及びハーディン種のマンゴウ生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件）の一部を次のように改正する。  
平成十五年七月十一日

農林水産大臣臨時代理

国務大臣 片山虎之助

九中「各生果実には輸出植物検疫が終了している旨の表示がなされており、また、そのこん包には、を「生果実のこん包又は束ねたこん包に、輸出植物検疫が終了している旨及び」に改める。